

サイバー事案の対処に関する連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、企業等におけるサイバー事案（そのおそれがある事案を含む。以下同じ。）の未然防止及びサイバー事案発生時の被害の拡大防止等に的確に対処するため、警察庁サイバー警察局（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）が相互に緊密な連携を推進することを目的として締結する。

(連携事項等)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について緊密に連携する。

(1) サイバー事案の未然防止、被害の拡大防止等に関する企業等への広報啓発と企業等における取組の促進に関すること。

(2) サイバー事案の被害企業等に対する警察への通報・相談の促進に関すること。

2 乙は、本条第1項に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

3 甲は、本条第1項に定める事項の実施に当たり、乙又は前項の規定による乙の関係会社との連携を推進するよう、都道府県警察に対し指導する。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、本協定の効力は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議解決)

第4条 本協定に記載のない事項又は本協定の条項の運用に疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、解決するものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を第三者に開示又は漏えいせず、また、本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和5年11月10日

(甲) 警察庁サイバー警察局長

河京淳平

(乙) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社代表取締役社長

新納啓介